

報道各位


新潟市こども未来部
こども政策課

7月1日（水）から結婚新生活支援補助金（令和8年度分）の 電話予約を開始します

1 趣旨

経済的な負担が結婚の障害になっていることを踏まえ、新婚世帯の新生活のスタートを応援するため、新婚世帯の住宅取得や賃借、引越しにかかる費用の一部を補助するものです。

2 補助の内容

対象者	令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻した新婚世帯
対象経費	令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に支出した、婚姻に伴う住宅の購入若しくは賃借、又は引越しに係る費用 ※ 申請日において支出済みの費用に限る。
上限額	1世帯あたり30万円まで
補助要件	<ul style="list-style-type: none">● 夫婦の令和7年分合計所得が500万円未満である ※ 貸与型奨学金の返済がある場合は、合計所得から令和7年分返済額を控除する● 夫婦双方の婚姻時の年齢が39歳以下である● 夫婦が新潟市に住民登録し同居している● 結婚・妊娠・子育てに関する講座等を受講する ほか  要件の詳細は市HPを参照 https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/deai-kekkon/kekkon/2026kekkonshinseika.html
申請電話 予約開始日	令和8年7月1日（水）（申請日は7月15日（水）より） ※ 申請額が予算上限に達した時点で受付終了予定 ※ こども政策課に電話予約をして申請日（来庁日）を決定
申請書 配付場所	新潟市ホームページよりダウンロード ※ こども政策課（市役所本館1階）に直接来庁いただいても可
申請先	こども政策課へ直接持参 ※ 申請書の郵送提出不可

【問合せ先】

新潟市こども未来部こども政策課
企画管理グループ（担当：狩野）
電話：025-226-1193（直通）